

上尾市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 0 号

上尾市児童館条例の一部を改正する条例

上尾市児童館条例（平成 1 2 年上尾市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 児童の居場所づくりに関すること。

(6) 子育て支援に関すること。

第 4 条第 1 項の表に備考として次のように加える。

備考 上尾市児童館こどもの城のふれあいラウンジについては、この表の規定にかかわらず、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日を休館日とする。

第 5 条第 1 号中「体育遊戯室、集会室、会議室、ボランティア室、多目的室及び音楽室」を「次のア及びイに掲げる児童館の区分に応じ当該ア及びイに定める施設」に改め、同号に次のように加える。

ア 上尾市児童館アッピーランド 体育遊戯室、集会室、ボランティア室及び音楽室

イ 上尾市児童館こどもの城 体育遊戯室、会議室 1、多目的室及び音楽室

第 5 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 施設等のうち、上尾市児童館こどもの城のふれあいラウンジ及びその附属設備 午前 8 時から午後 7 時まで

第 1 4 条中「施設等」の次に「（市長が指定するものを除く。次条第 2 号において同じ。）」を加える。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（運営委員会）

第 1 9 条 児童館の適正な運営を図るため、上尾市児童館運営委員会（以下

この条において「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 児童館の事業計画に関すること。
 - (2) 指定管理者による児童館の管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の運営に関し市長が必要と認める事項に関すること。
- 3 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 各種団体を代表する者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 12 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 13 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、子ども・若者（上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例（令和5年上尾市条例第22号）第2条第2号に規定する子ども・若者をいう。）その他の関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

15 委員会の庶務は、こども未来部において処理する。

16 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第13号の4を次のように改める。

(13)の4 児童館運営委員会委員

別表13の4の項を次のように改める。

13	児童館運営委員会	
の4	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円